

ほたるの里景観形成住民協定

(目的)

第1条 この協定は、日本有数のほたる発生地の景観形成及び環境保全に必要な事項について協定し、美しく潤いのある豊かな街づくりを目指し、安全で豊かな田園地帯を保全し維持していくことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「ほたるの里景観形成住民協定」(以下「協定」という。)といたします。

(協定の区域)

第3条 この協定の区域(以下「協定区域」という。)は、辰野町の別図に示す区域とします。

(協定のとりきめ)

第4条 この協定は、協定区域内の土地の所有者及び建物の所有者(看板等工作物の所有者を含む。)の3分の2以上の合意により締結します。(以下、協定を締結した者を「協定者」といいます。)

(協定の期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結後5年間とします。但し満了期間前までに、第7条の規定に基づく措置がとられないときは、さらに5年間延長し、その後の期間満了時についても同様とします。

(協定の運営)

第6条

- 1 この協定を運営し、協定を効果的に推進するために、ほたるの里景観形成住民協定運営委員会を組織します。任期は上平出地域活性化委員任期と同等とし、再任を妨げません。
- 2 委員会に次の役員をおきます。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

委員 若干名

(協定の変更・廃止)

第7条 この協定事項、有効期間の変更・廃止については、協定者の3分の2を超える者の合意をもって成立するものとします。

(協定事項)

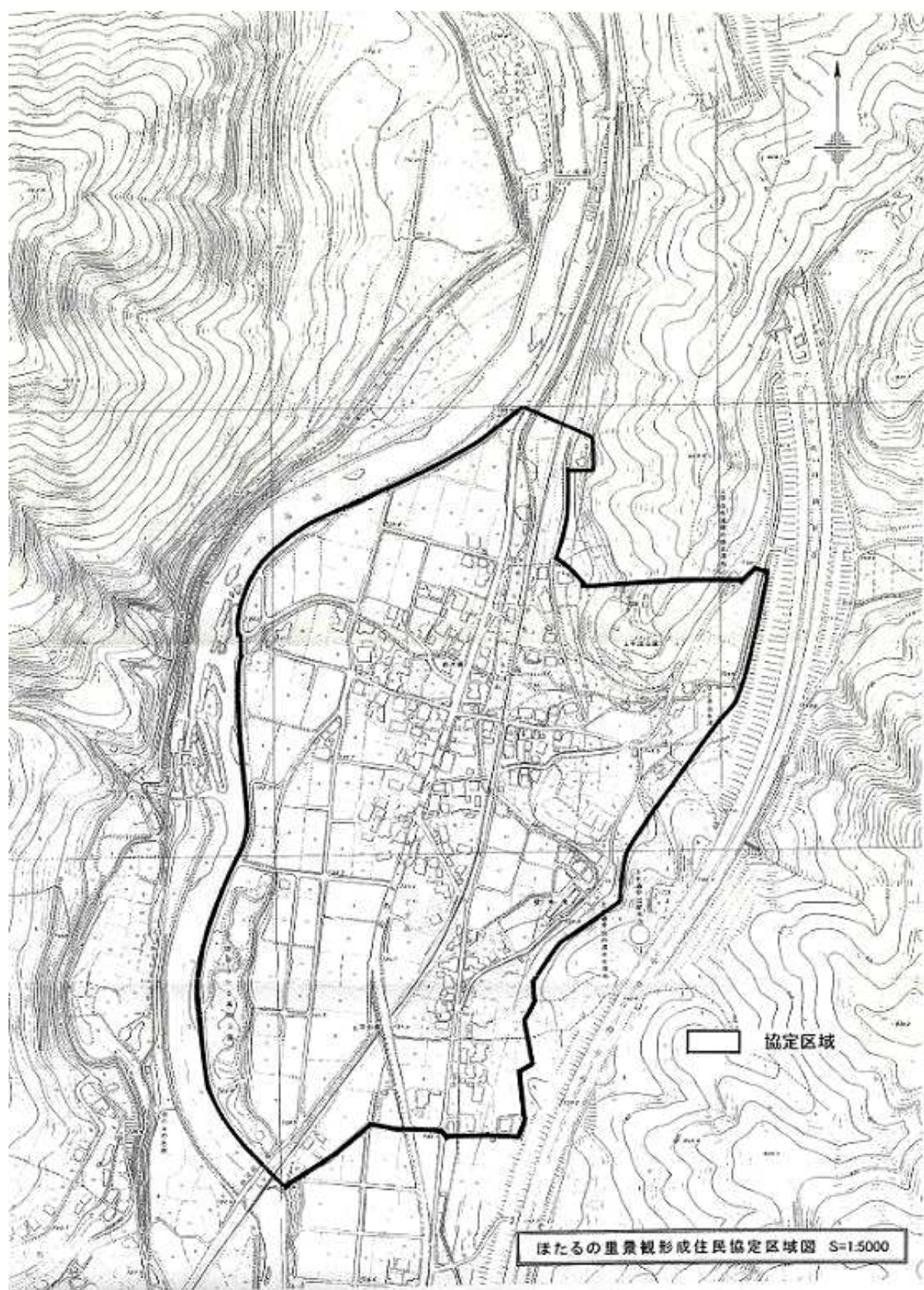
第8条 協定の目的を達成するため、私たちは次の事項を守り、安全で豊かな田園地帯を保全し維持していくように努めます。

- (1) 除草剤の使用は極力避けるように努めます。
- (2) 水路の清掃に努めます。
- (3) 水路周り及び畦畔の草管理に努めます。
- (4) 建築物の屋根、壁、フェンス等の色彩は地域に調和したものとなるように努めます。
- (5) 敷地内には自己の用に供する以外の広告物、看板等は設けないように努めます。また、自己用でもあまり大きなものや派手な色彩は避け、地域に調和したものとなるように努めます。
- (6) 自動販売機は空缶等の散乱により美観を損ねることのないように努めます。また、青少年の健全育成に悪影響を及ぼす恐れのあるものは、設置しないように努めます。
- (7) 過剰な屋外照明は行わないように、また設置しないように努めます。

(補足)

第9条

- 1 協定に定める事項のほか、協定の目的を達成するために必要な事項は、運営委員会が決定します。
- 2 この協定は、平成17年 4月 1日より守っていきます。



ほたるの里景視形成住民協定区域図 S=1:5000